

第 61 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第 61 回）

開催日 令和 2 年 1 月 20 日（月曜日）

開催時間（開会）14 時（閉会）16 時

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 3 委員会室

案件

1 諮問案件

（1）吹田市窓口受付支援システムの構築及び運用保守業務に伴う新たな電子計算機処理について

【市民部 市民課】

（2）乳がんマンモグラフィ読影診断システム構築に伴う新たな電子計算機処理について

【健康医療部 保健センター】

（3）統合型GIS基盤の要望受付システム構築に伴う新たな電子計算機処理について

【土木部 道路室】

2 その他

出席委員

会長 畠田 健治 副会長 河野 和宏

大元 康江 片山 祥太郎 黒岩 哲夫 平山 雄一 宮前 正利 中西 清美

欠席委員

岩城 伸 宮本 修 矢倉 昌子

出席市職員

<説明者>

案件（1）市民課 次長 熱田 徹 参事 竹嶋 久美子 参事 竹原 けえ子

案件（2）保健センター 参事 横井 基一 参事 久本 利恵

主幹 米崎 俊行 主幹 村山 靖子 主査 松井 大祐

案件（3）道路室 参事 田淵 裕二 参事 元樋 幸蔵

主査 伊内 勉 主査 眞鍋 忠克 主任 深江 まどか

<事務局>

市民部長 高田 徳也 市民部市民総務室長 大川 雅博

市民部市民総務室参事 川本 義一 市民総務室主幹 石井 裕臣

市民部市民総務室主査 美馬 良則 市民総務室係員 福島 一貴

傍聴者 無し

諮問案件 1 吹田市窓口受付支援システムの構築及び運用保守業務に伴う新たな電子計算機処理について

【市民部 市民課】

1 諮問内容

(1) 対象業務

窓口受付支援システムの構築及び運用保守業務

(2) 概要

転出証明書等に記載されている住民票登録事項をスキャナーで読み取ることにより、転入届出書の記入を省略し、届出内容の修正、確認については来庁者と職員がモニタ画面を見ながら内容修正を行い、最終的に電子署名をもって届出完了とします。届出の際に確認する本人確認書類も同様に、スキャナーで読み取りデータとして保存されます。

また、事務処理の迅速化として、現行の住民記録システムとのデータ連携を行い、職員が入力をする必要がなくなり、届出内容の確認についても負担軽減が図られます。

(3) 諮問理由

今回の業務が、これまで手作業処理から、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員： 移動受付支援システムから印刷された届出書を基に入力することがあるのか。

実施機関： 基本的に入力はないが、何らかの理由で本人が紙を見せてほしいとおっしゃった場合は画面を見せる場合がある。

委員： 移動受付支援システムにはデータは残らないのか。

実施機関： 残らない。

委員： 「情報をスキャナーで読み取った後は、来庁者とともに、画面を見ながら修正が行える」とあるが他の人に画面が見えないような配慮がされているのか。また、視覚障がい者が来られた場合、読み上げ等で対応すると思うが他の人に聞こえないか。

実施機関： タブレットを見せる形になるので他の人には見えない形となっている。読み上げる場合は窓口ごとにパーティションがあるので基本的には聞こえない。

委員： 手書きで届出書を修正する場合、その修正の根拠となるような書類はあるのか。

実施機関： 転出証明書が根拠となっている。また、マンションの部屋番号までが住所に含まれるかどうかは届出いただくまでわからないのでその場で修正を行う。

委員： 窓口に来た人が本人かどうかはどの段階で確認するのか。

実施機関： 平成 20 年度から本人確認を必ずしなければならなくなり、本人確認をしてからでないと届出をお受けできないため当初に行う。

委員： 移動受付支援システムというのは外部の業者にインターネット上でつながっているのか。

実施機関： 専用回線を用いてアクセスする。

委員： 業者の内部犯罪で個人情報が漏えいする危険性はないのか。

実施機関： 1 件ごとに本庁サーバーに書き込むたびにクラウド上のデータは消えていくので漏えいの心配はない。

委員： 最初に複合機か何かで読み取る際、複合機に対してアクセス制限はかかっているの

か。

実施機関：単なるスキャナーなのでデータは残らない。署名をいただく際もペンタブを用いる。

委員：同様のサービスは他自治体でも実施されているのか。

実施機関：多くはないがいくつかの自治体で実施されている。

委員：電子サインについて、体の不自由な方に対してどういった配慮がなされるのか。

実施機関：自筆でサインできない方については本人の同意のもと代筆する。

委員：必要に応じて紙ベースで保存するとあるがどういった場合、紙で保存するのか。

実施機関：転出証明書についてはどの市町村も紙ベースなので紙で保存する。また、紙で残したいという方についても紙ベースで保存することになる。

委員：転出証明書をスキャナーで読み取ると届出がいらなくなるということか。

実施機関：転出証明書を読み取ることで届出書を記入する必要がなくなる。届出書から必要な情報を読み取り画面上で入力される。

委員：紙のほうが確実というイメージがあるが読み取りミス等は起こらないのか。

実施機関：書く必要がなくなるため書き間違いがなくなり、スキャナーで読み取り入力された情報を間違いがないか確認するだけになる。必要に応じて印刷することも可能。

委員：スキャナーで読み取った後、必要な情報を忘れていた場合どうなるのか。

実施機関：転出証明書にない情報として世帯構成や世帯主から見た続柄、住所が考えられるが世帯構成・世帯主がわからないことは考えにくく、住所についても市が持っている地番などの情報をもとに正しい情報を提供できる。

3 委員間協議・裁決

委託業者に対してデータの管理について監督を徹底することを条件に同意する。

諮問案件 2 乳がんマンモグラフィ読影診断システム構築に伴う新たな電子計算機処理について
【健康医療部 保健センター】

1 諮問内容

(1) 対象業務

乳がんマンモグラフィ読影診断システム構築業務

(2) 概要

「吹田市乳がん検診」について、「マンモグラフィ（＊）」の画像フィルム及び読影結果等をデジタル化し、新たに導入する乳がんマンモグラフィ読影診断システム（以下、システムと呼びます。）を用いた診断に変更するものです。これにより、業務効率化や、システムによる診断精度の向上などの効果を上げることを目的としております。

＊ マンモグラフィとは、乳房専用の X 線撮影装置、いわばレントゲン検査を行う装置であり、乳がんの早期発見に欠かすことのできない、有効な画像診断方法の 1 つです。

デジタルデータ化により、現在実施している物理フィルムの仕分けや過去フィルムの手配等の作業が不要となること、データ整理が容易となること、システムの診断支援機能により、読影医師の診断精度が向上すること等の効果が期待できます。

(3) 諮問理由

今回の業務が、これまで手作業処理から、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委 員：「一次読影医療機関、運搬時、二次読影委託機関それぞれのポイントで情報セキュリティ対策を実施します。」とあるが、二次読影委託機関から保健センターへの運搬時にも対策をされるのか。また誰がどういった対策をするのか。

実施機関：二次読影委託機関から保健センターへの運搬も対策を行う。システムの調達、検診全般の二つに分けられ、システムについては吹田市が直接事業者と契約し、運搬や受診表の暗号化等については乳がん検診を委託する吹田市医師会が行う。

委 員：吹田市側からときどき監査をするということですか。

実施機関：はい。

委 員：二次読影委託機関から保健センターへ提出する媒体は何か。

実施機関：暗号化はするがメディアの種類までは現状想定していない。

委 員：CD-R や USB メディアの廃棄方法はどのようにするのか。

実施機関：CD-R については物理的な破壊、USB についてはフォーマットおよび物理破壊を想定している。

委 員：一次読影医療機関、二次読影委託機関、保健センターがそれぞれデータを持つことになると思うが、データの保存期間と廃棄方法はどうなるのか。

実施機関：過去のデータと比較読影するためにも 6 年間の保存を想定している。がん検診は 2 年に 1 回行うので過去 2 回分保存する。

委 員：保健センターに情報を保存する必要性は何か。

実施機関：検診の実施主体は市になるのでデータの保存義務がある。問題がなかった方については案内を送るために利用する。吹田市が行う検診となるので市が市民の情報を統括する。また、個人情報を除いた形で統計データとしても利用する。

委員：保健センターのセキュリティは大丈夫なのか。

実施機関：本市の既存のセキュリティ基盤の上にシステムを置いており、アクセスできる人間も本市の職員のみとなっている。また、外部からの接続はできないようになっている。

委員：すべての人が2回診断(読影)されるのか。

実施機関：国のがん検診の指針により二重読影することとなっている。

委員：二次読影機関の取込用端末から情報が漏れることはないのか。

実施機関：基本的に端末をネットワークにつながないスタンドアロンをとっている。

委員：暗号化というのはパスワードをつけるという意味ですか。

実施機関：暗号化されたファイルフォーマットと物理的なパスワードで保護する。

委員：パスワードが漏れてしまったら全てわかってしまうのでその管理はしっかりと行ってほしい。

委員：前回の(読影)画像と比較するとあるが、現在あるものをすべてデータ化するのか。

実施機関：システム導入後のものに限る、

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する

諮問案件 3 統合型GIS基盤の要望受付システム構築に伴う新たな電子計算機処理について
【土木部 道路室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

統合型GIS基盤の要望受付システム構築業務

(2) 概要

本システム構築により、管理道路物件の情報を統合型GISに集約することにより、職員間での共有がこれまでより容易となり、また、災害時等においてもデータを安全に保有できます。

また、年間約4000件寄せられる苦情対応内容について台帳管理を可能にすることにより、苦情内容の管理を容易にし、受付時間の短縮及び以前の対応内容等を検索する手間を省き、苦情が多い箇所、内容を積み重ねることで抜本的な解決方法を模索することが可能となり、市民サービスの向上を目指します。

(3) 諮問理由

今回の業務が、これまで手作業処理から、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：データの保存期間は何年か。

実施機関：基本的に要望処理の保存期間が3年なので同様に3年を考えている。

委員：将来的には現場からタブレットを用いて入力したり確認したりすることを想定されているということですが、端末の持ち出しのルールや管理体制については決まっているのですか。

実施機関：情報政策室のほうでSA端末につながるタブレットについて現状ルール化されていない。令和2年度でルール作りをしていくことになっているのでそれを予定したシステム構築をしているが実現できるかは情報政策室との調整の上となる。

委員：障がい者団体から工事に関する要望等をするところがあるがそれについての対応をしていただくところがあるが、対応が要望通りになっていないところがあるのでタブレットを用いて現地で図面などを提示してもらって調整ができればスムーズになると思う。

実施機関：図面までをシステムに取り込む予算は令和2年度では想定していないが、今後の課題ではある。

委員：現場で撮影した写真をデータベースに取り込むことはできるのか。

実施機関：タブレットで撮影した写真をデータベースに取り込みたいとは考えているが容量の問題もあるので情報政策室と協議中。

委員：データで集約できるようになっても要望を消化しきれないということはないのか。

実施機関：道路室には管理部門と維持補修部門があり、管理部門でいえば不法専用や不法投棄のような長期化しやすいものが多いので以前の対応内容を確認できれば一元化した対応がしやすい。

委員：どういったシステムの利用を想定しているのか。

実施機関：電話対応の際、路線網図を見ながら受付をすることで、一次対応で私道という道路法の適用外道路については本来であれば受付しないのですが、それがわからずに現

場まで見に行ってしまうといったケースなどもあった。そういった場合電話対応で終われるような案件もある。

また、要望書は一度メモ書きしてそれを付番されている紙に清書するといった形になっているので、自動付番であれば電話を受けた本人が入力して担当に引き継ぐことが可能となる。

委員：統合型 GIS なのでこのシステムは既にあるに乗る形なんですよ。今回は道路関係の話だけですが本来は様々な情報が集まって活用していくというのが統合型 GIS の使い方であるはずなのでよりいいシステムになるのではないかと思います。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する